

議第七号議案

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表厚生文化常任委員会の項を次のように改める。

厚生文化常任委員会	十人	一 生活文化スポーツ部の所管に関する事項 二 こども未来部の所管に関する事項 三 健康福祉部の所管に関する事項 四 病院局の所管に関する事項
-----------	----	---

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

常任委員会の所管事項を変更しようとするものである。